

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 8 月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第53号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（44）略</p> <p>（45）<u>歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条第1項の規定に基づく歯科技工士国家試験の実施</u> 1件につき36,000円</p> <p>（46）<u>歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第16条の規定に基づく歯科技工士国家試験合格証明書の交付</u> 1件につき3,000円</p> <p>（47）～（328）略</p> <p>2 略</p>	<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（44）略</p> <p>（45）<u>歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条第1項の規定に基づく歯科技工士試験の実施</u> 1件につき36,000円</p> <p>（46）<u>歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第16条の規定に基づく歯科技工士試験合格証明書の交付</u> 1件につき3,000円</p> <p>（47）～（328）略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成21年9月1日から施行する。